

○議長（高橋伸二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。十三番佐々木奈津江君。

〔十三番 佐々木奈津江君登壇〕

○十三番（佐々木奈津江君） みやぎ県民の声の佐々木奈津江でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告に従い、大綱三点の質問をさせていただきます。

大綱一点目、より良きを求める社会の実現に向けて。

四病院再編に係る新たな地域医療構想について伺います。今、我が国は、過去に経験したことのない超高齢化と急激な人口減少の時代が到来しようとしています。そうした中、県では、高齢化が進み医療ニーズが大きく変化する社会にも対応可能な体制を構築、整備するべく、二〇二五年を目標に地域医療構想を進めています。現在、国では高齢化のピークを迎える二〇四〇年頃を目途として、これまでの入院医療の病床機能、連携の在り方に加えて、外来、在宅医療、介護との連携を含む新たな地域医療構想の議論を開始しており、病院完結型の医療体制から地域完結型の医療、介護体制を目指すとの方向性が示されました。そうしたことから、四病院再編の問題については、次期地域医療構想を踏まえて、長期的な視野かつ県内の基幹的な医療施設として担う役割についても、広く考える必要があります。以下、質問いたします。

仙台赤十字病院・県立がんセンター統合新病院について、基本構想の概要が示されました。病院統合・合築構想が示されてから三年、いたずらに月日が経過する中で、当事者は精神的に不安な日々を過ごし、県民に不利益を与えたことを知事は重く受け止めなければなりません。今回の経験、反省を踏まえながら、地域医療の課題解決に向け、持続可能で将来ニーズに対応した地域医療体制について、次期の地域医療構想を見据えてどのように取組を進めていくのか伺います。

新病院の事業費は三百億円と提示されています。埼玉県の地域高度医療の拠点として期待されていた順天堂大学の新しい病院について、十一月二十九日、大学側が埼玉県に対し病院整備を中止すると伝え、計画が断念されました。資材の高騰に加え、深刻な人手不足などの要因も重なり、建設費が大幅に高騰したことによるものです。これから新病院設置に挑む宮城県民としては、この残念な結果を人ごとと受け止めることはできません。埼玉県で起きたことは、宮城県でも起こり得るのではないのでしょうか。新病院

設置において、資材高騰などから予想より財政負担が大きくなることが懸念されます。現在、地域医療介護確保基金による地域医療構想の達成に係る財政支援は、二〇二七年以降は約束されておりません。新病院設置に伴う今後の必要な財政支援について、今、国とどのような協議を行っているのか伺います。新病院は公的病院として責務を果たし、地域全体の中での役割を明確化させ、より効果的に生かすことが求められます。基本構想で示された救急搬送、がん医療機能連携、周産期などの新病院の機能について、持続可能で地域医療の充実につなげるための仕組みをどのように構築していくのか伺います。国は、新たな地域医療構想において、精神医療を位置づける場合の課題などに対するプロジェクトチームを開催しています。次期地域医療構想を見越した精神医療センターの在り方について伺います。

次に、パートナーシップ制度と同性婚について伺います。パートナーシップ制度は、同性同士の婚姻が法的に認められない日本で、自治体が独自にLGBTQカップルに対して結婚に相当する関係とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。病院で家族同様の扱いを受けられる、公営住宅に家族として入居できる、民間の家族割などのサービスを受けることが可能となります。同性カップルを公的に認めるパートナーシップ制度は、本年六月時点で全国四百五十九自治体が導入し、五月末時点では七千三百五十一組に証明書が交付されています。宮城県でも仙台市が今月十日に、栗原市が来年二月に運用開始を予定しています。自治体独自の証明書であるため、例えば仙台市や栗原市で制度を利用し、家族割を使えた同性カップルがパートナーシップ制度のない地域に移り住んだ場合、家族割が使えないということが起こります。県が導入していれば、このような事態を回避できるのではないのでしょうか。偏在を生まないよう、県はパートナーシップ制度の導入をすべきと考えますが、いかがでしょうか。一方、パートナーシップ制度では、パートナーと死別しても遺族年金はもらえません。遺産相続においても法定相続人になることもできません。当事者が望むのは法律上の結婚です。本年三月、同性婚を認めない民法などの規定は憲法違反とした札幌高裁に続いて、十月三十日には東京高裁でも規定を違憲と判断しました。法の下での平等を定めた憲法第十四条一項と、個人の尊厳と両性の本質的平等を掲げた第二十四条二項に違反すると結論づけました。判決を聞いた原告の中には、涙を流して喜ぶ人もいたそうです。

個人が望む相手と結婚することは、憲法が保障する基本的人権であり、同性婚を認めないことが憲法違反と考えます。判決が重視したのは、性的指向に関する社会の認識の変化です。全国の自治体でパートナーシップ制度の導入が進み、国民の意識が変化し、同性婚に賛成する人が増え、同性間の関係を男女の婚姻と同様に保護することに対して社会的な受容度は相当高まっていると指摘しました。依然として、同性婚に否定的な考えを持つ人は一定程度存在するものの、社会全体としての理解が進んでいることはもはや認めなければならないのではないのでしょうか。令和四年二月の記者会見で知事は、同性婚について「やるならば、しっかりと男女の夫婦と同じような制度であるように、法律から変えていかなければならないのではないか」とおっしゃっています。性的指向、性自認にかかわらず、全ての人に結婚の自由を保障する法整備を今こそ国に働きかけるべきと思いますが、いかがでしょうか。

大綱二点目、誰もが自分らしく生きられる働き方改革について。

教員が働き続けられる環境整備について伺います。かつて、教員は聖職とされ、個人の生活を犠牲にしてまでも児童生徒のために奔走するのが当たり前とされていた時代がありました。しかし、時代は変わり、教員も労働者の一員であり、プライベートな生活を犠牲にしない働き方が求められるようになっていきます。教員の崇高な使命感に支えられてきた学校教育、その崇高な使命感だけに頼るのはもう限界です。余裕のない職場、心を病む教職員が後を絶たない中、その影響を最も受けるのは子供たちです。教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる働き方改革を一層推進することは急務です。昨年度の過労死ラインを超える月八十時間以上の時間外労働をしている教員の割合は、仙台市を除く小学校では六％、中学校では二八・二％、県立高等学校では二九・五％でした。改善は見られますが、看過することはできません。教員の負担軽減には、教員の増員が有効であることは言うまでもありませんが、教員不足は深刻です。

そんな中、スクールサポートスタッフは、教員の負担軽減、多忙を解消する一助となつています。しかしながら、その採用は市町村の裁量によるもので、配置がない市町村もあります。つきましては、県内市町村の配置状況を伺います。

次に、新任者研修の負担軽減について伺います。新任教員は実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を習得させることを目的として、年間百五十時間の研修を

受けています。講師経験があっても、初任者研修のカリキュラム全てを受けなければなりません。秋田県では直近五年間で三十六か月以上の講師経験があれば、研修時間は九十時間程度だそうです。宮城県でも参考にされてはいかがでしょうか。

次に、介護休暇制度について伺います。先日、介護休暇を申請しても人手不足のため取得が日延べされた教員のお話を伺いました。亡くなった配偶者に対して、存分に看病ができなかったことを悔やんでおられ、現場の教員数に余裕を持たせ、誰もが希望する時期に休暇が取得できる職場の環境整備を訴えておられました。県の介護休暇は連続する六か月の範囲内で与えられていますが、介護認定の手続き、入所できる施設を選ぶなど、この六か月で完了するのは難しく、仕方なく離職を選ぶ教員もおります。他県では介護休暇期間を三年間としている自治体もあるようですが、介護離職を防ぐため、期間の見直しを検討してはいかがでしょうか。

続いて、特約退職制度について伺います。宮城県独自の制度、特約退職制度は、家庭の事情などによりやむを得ず一時離職しようとする者の便宜を図るため、通常の教員採用選考とは別に採用されることを申請する権利を持って退職できる、四十五歳未満が対象となる制度です。令和五年度は一名取得されていますが、四十五歳未満の年齢制限は今の時代に合っていないと感じます。厚生労働省の国民生活基礎調査の概況によると、三十九歳以下と四十歳代の介護者は僅か六・八％。介護者の年齢は確実に上がっています。昭和五十一年に制定されたこの制度の年齢制限の撤廃を求めますが、いかがでしょうか。

次に、養護教諭の複数配置について伺います。現在、規定により養護教諭が複数配置されている学校は、小学校十七校、中学校八校、高等学校三十三校、特別支援学校十六校となっています。複数配置の基準は、小学校では児童数八百五十一人以上、中・高等学校では生徒数八百一人以上の規模でなければ、養護教諭の複数配置は認められません。これらの基準は二十年以上変わっておらず、児童生徒の数が激減、業務は激増している今の教育現場の実態に即しているとは思えません。養護教諭の配置基準の引下げと複数配置の拡充を国に求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。児童生徒を取り巻く情勢は多様で複雑になり、登校渋りや子供のクールダウンの場などの対応も含め、保健室の役割はますます重要となっています。加えて、養護教諭の出張、会議、修学旅行

や課外活動への帯同により、保健室には誰もいない時間帯が多くなっている現状があります。複数配置により、養護教諭が子供一人一人の対応にしっかりと時間をかけられるばかりでなく、増加する教員のメンタルヘルスへの対応なども期待されます。命に関わるサインを察知する機会を増やすためにも、養護教諭の県独自配置を検討してはいいかでしょうか。

次に、視覚障害者の就労について伺います。全盲夫婦の知人は、子育て、炊事などの家事全般を遜色なくこなし、カラオケに行くときは自作の点字版の歌詞集を持参して楽しんでいきます。見えないから何もできないのではなく、助けがあればできることはたくさんあることをその知人から教えられました。手厚い援助は、視覚障害者の社会参加を一層促進させ、共生社会の実現に結びつきます。身体障害者手帳を所持する視覚障害者は、全国で二十七万三千人、身体障害者全体の六・六%です。県内の視覚障害者数は、約五千人。先天性の障害よりも、人生の途中で事故や病気などによる中途障害が多い現状です。県内企業の障害者雇用率は、去年六月時点で二・二九%。企業に義務づけられる法定雇用率を下回り、全国の都道府県で四十番目の低さとなっています。障害者の就労は、その障害のために従事できる職業が限られ、雇用受入れが進まないものもあります。その一つが視覚障害です。厚生労働省が発表した令和三年度の障害者の職業紹介状況によると、身体障害者全体の就職件数二万八百二十九件のうち、視覚障害者は僅か七・二%に当たる千四百九十七件。更に重度の視覚障害者の就職件数は四%を下回り、八百八件と非常に低くなっています。近年では、ICT技術の発展により視覚補助ソフトを活用し、事務職、ITC関連の技術職に就く視覚障害者も増えていきます。障害者の職務領域が広がる現代においても、視覚障害者に限って言えば、伝統的なあんま、はり、きゅうのあはき業に雇用が偏っており、限られている職業選択肢の中で、生活が困窮している視覚障害者は少なくありません。加えて、国家資格を持つあはき業界への晴眼者の進出は著しく、視覚障害者のなりわいを圧迫しています。二〇二二年に最高裁は、あはき業が視覚障害者にとっての適職であり、その分野における視覚障害者の保護が必要で、健常者向け養成学校の新設を規制することに合理性があると示しました。視覚障害者の職業的自立確保の理解と強力な支援が必要であると考えます。視覚障害者の安定した雇用先として、ヘルスキーパーがあります。企業で働く従業員を対象に、業務中に生

じた疲労やその他の症状を取り除き、業務の能率向上と従業員の健康増進に役立てることを目的としています。視覚障害マッサージ師として就職希望者は増えていますが、その雇用は大企業に限られているのが現状です。県が行っている障害者雇用の取組と県内企業へのヘルスキーパーの採用状況を伺います。

国家資格を持つあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、いわゆるあはき師は、医療機関として独立、開業ができます。保険医の同意書があれば、患者の治療を保険診療として扱うこともできます。しかしながら、治療費の請求申請は煩雑な事務作業のため、業務をサポートする人材の手助けなしには保険請求を断念せざるを得ません。二〇二〇年に改正された雇用施策と福祉施策の連携による就労支援制度により、あはき師治療院の事務全般のサポートが認められるようになりましたが、浸透していないように感じます。この制度の利用状況と県内においての代筆、代読などの意思疎通支援状況について伺います。

病院などの医療機関への就職は、マッサージの保険点数が極めて低い水準のまま改定されていないことに加え、点数の高いリハビリもできる理学療法士が用いられ、視覚障害者にとって狭き門となっています。加えて、介護施設などでの就職も、介護保険法により看護師も同様の仕事ができることから少なくなっています。訪問マッサージ業については、訪問時のガイドヘルパーによる自動車運転行為が同行援助として認められていないため、公的支援は受けられません。人的サポートが必要となる視覚障害者の雇用は、雇用主の負担となり、その結果、雇用のハードルが上がっていると考えられます。視覚障害者の就労は、サポートする人材が確保できれば広がります。県として、人材確保の費用負担の検討をしてはいかがでしょうか。加えて、視覚障害者の移動を支援し、自立や社会参加を促す盲導犬は視覚障害者の生活を支えています。宮城県視覚障害者福祉協会の宇和野理事長も「盲導犬は私たちの目であり、身体の一部であり、白杖と同じくらい大切だ」とおっしゃっていました。盲導犬は、無償貸与であるので、取得に費用はかかりませんが、餌代など飼育するための一般的な費用は個人負担となります。加えて、盲導犬が体調を崩し、病院などを受診した際の治療費などは重い負担となっています。医療費給付の制度がある他県の取組も参考に、県でも盲導犬の医療費補助、ペット保険の費用助成などの支援を検討してはいかがでしょうか。

大綱三点目、農業の明るい未来について。

有機農業の推進について伺います。国は、みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業に地域ぐるみで取り組む産地、オーガニックビレッジの創出に取り組む市町村を支援しています。二〇五〇年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を二五％、百万ヘクタールに、更に令和七年まで百市町村、令和十二年までに二百市町村を創出する目標を立て、全国各地での産地づくりを推進しておりますが、既に百市町村の目標を前倒しで達成しました。地球環境や生物の多様性、食の安全などが注目されている今、期待が高まるのは必然のことと思います。宮城県では登米市、栗原市、大崎市、加美町が取組を始めています。今月、オーガニックビレッジ宣言を予定している登米市では、環境保全米発祥の地としての取組や、広大な農地と畜産が融合した資源循環型農業の推進、FSC森林認証の森林の拡大など、持続可能な農林業が評価され、二〇二二年に環境省からトキとの共生を目指す里地、B地域に選定されました。国のモデル地区として、生産から消費まで一貫した取組を農家や事業者だけでなく、住民を含めて進めます。

国内の有機食品の市場規模は、二〇〇九年の千三百億円から、二〇二二年には二千二百四十億円に拡大しました。背景には、環境問題や安心・安全な食への意識の高まりなどがあると言われてます。かつて有機農業と言えば、手間がかかる割には収穫量が見込まれないとして、生産者や行政担当者にとってはネガティブなイメージが強いものでした。しかし近年では、そんな従来のイメージを覆す挑戦が各地で行われています。オーガニックとめネットワークは、最も労力を費やす除草対策は耕作技術で防げると実践しています。加えて、有機食材は、農薬や化学肥料を使った野菜の一・五倍で売れるため、安定した販路が確保されればもうかるともおっしゃっていました。栗原市では、有機米、有機野菜を学校給食に使用することを検討しています。学校給食や病院給食などでの活用は、安定した販路確保と安全な食材確保になると考えます。加えて、学校給食という安定的な販路が確保できたことで、生産者が増えた事例もあります。オーガニック給食は食育の推進、環境に優しいSDGsの観点からも注目されており、全国約百二十自治体で取組が始まっています。県内でのオーガニック給食の具体的な取組と県が想定している安定した販路について伺います。

オーガニックビレッジの普及促進には、地元JAの協力が不可欠です。有機農業に對して、どちらかといえば消極的であるJAの中にあつて、JA常陸の取組が注目されています。首都圏に近い大生産地の農協が本腰を入れて有機農業に挑戦するのは、全国でも初めての試みで、それだけにここから日本の農業が変わるのではないかと期待されています。JA常陸と連携して有機農業に取り組んでいる常陸大宮市は、一〇〇%オーガニック給食の実現を目指しています。つきましては、県内JAとの連携と協力体制について伺います。

群馬県では、有機のイメージを定着させようと様々な取組をしています。県立農林大学の社会人コースに有機農業専攻を開設し、実践的な学習を行い、加えて、県職員 の理解増進と有機農業を推進する県の本気度を示すため、農政部全職員に有機JAS認 証を受ける際に必要な五時間の法定講習などを課し、昨年度までには七百七十七人が受 講したそうです。また、ブランド化に向けても、有機食材を取り扱うスーパーや飲食店 を示した有機マップを県のホームページで公開するなど、周知を図っています。宮城県 においての有機農業に特化した具体的な取組について伺います。

農林水産省の農業構造動態調査によると、宮城県の基幹的農業従事者数は三万二千 八百十八人で、そのうちの八四%は六十歳以上です。この方々が完全にリタイアする二 十年後には、県内農業従事者は一万人を割るとの見通しです。昨年の新規就農者は百三 十一人。そのうちの三割が志半ばで就農を諦めている現状です。このまま離農が進めば、 農地を耕作する人もいなくなり、作物を作る人もいなくなり、肝煎りで始めたオーガニ ック構想は夢のまた夢となるでしょう。農業において、次世代農業者の確保は喫緊の課 題であり、多くの地域で新規就農希望者への支援を行っている中、有機農業を目指す新 規参入者を取り込むことは、地域農業の維持につながると考えます。明るい農業の未来 は、有機農業とともにある気がしてなりません。有機農業での新規参入は、それ以外に 比べ、売上げや所得が低水準になりがちで、生計が成り立つまで十年はかかると言われ ています。就農準備資金と経営開始資金などの国からの支援が受けられる期間は最長五 年間ですが、その後も継続した支援が必要です。自立が見込まれるまでの期間、十年を 目途に、国からの支援期間が終了する五年目以降の支援を県単独で行うことを検討して はいかがでしょうか。



以上、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 佐々木奈津江議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず、大綱一点目、より良きを求める社会の実現に向けてとの御質問にお答えいたします。

初めに、持続可能な地域医療体制についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、国において新たな地域医療構想の検討が進められており、その中ではこれまでの病床機能に着目した入院医療だけではなく、外来、在宅医療、介護との連携等を含む医療提供体制全体の課題解決を図るための構想の方向性が示されております。県といたしましては、新たな地域医療構想においても、仙台医療圏の病院再編など、医療機能の分化、連携は重要な取組であることから、地域医療構想調整会議での議論とともに、県民に対する丁寧な説明を行うよう配慮しながら推進してまいります。また、第八次地域医療計画に基づき、外来、在宅医療、介護との連携等の課題にも一層注力することで、二〇四〇年に向けて、地域にとって必要な医療を効率的に提供する体制構築に取り組んでまいります。

次に、新病院の機能についての御質問にお答えいたします。

先月十四日に公表された基本構想では、統合新病院の事業方針として、救急車をすぐに受け入れる病院など、四つのコンセプトが掲げられるとともに、救急医療や周産期医療、がん医療などの医療機能が示されたところであります。また、地域に根差した医療を推進するため、地域医療機関との医療機能の分担、機能強化や、医療、介護、福祉の各機関との連携強化に取り組むこととしており、今後、部門別ワーキンググループなどで検討を重ねるとともに、地元自治体と協力しながら、地域の医師会や医療機関等との連携体制の構築を図ってまいりたいと考えております。県といたしましては、基本構想に基づく新病院としての医療機能を最大限に発揮し、持続可能な地域医療提供体制を確保できるよう、引き続き関係者との協議を進めてまいります。

次に、パートナーシップ制度を県として導入すべきとの御質問にお答えいたします。

県内では、仙台市と栗原市においてパートナーシップ制度の導入を表明しておりますが、制度の導入には、直接的な住民サービスの多くを扱う市町村における理解が必要不可欠であると考えていることから、県では、県民や市町村職員を対象に、性的少数者に関する理解増進を目的とした研修会を実施してきましたところであります。また、県と市町村が共催で開催するLGBTに関するセミナーの実施につきましても、昨年度二つの自治体から、今年度は六つの自治体に増加するなど、県内市町村における理解促進に向けた取組が進んでおります。一方で、県には制度の導入に否定的な意見がまだに寄せられている状況でもあることから、引き続き市町村と連携し、理解促進に向けた取組を推進していくとともに、県自らができることについて検討を進めてまいります。

次に、大綱三点目、農業の明るい未来についての御質問のうち、オーガニック給食の具体的な取組や安定した販路確保の取組についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、みやぎの有機農業推進計画において、令和十二年の有機JAS取組面積を五百ヘクタールまで拡大することを目標としており、昨年三月時点の実績は全国九位の三百六十四ヘクタールで、そのほとんどは米の作付となっております。今年度からは、我が県でも新たに県内四つの市町において、地域ぐるみで有機農業の産地づくりを進めるオーガニックビレッジの取組が開始され、地域内の生産者や事業者、消費者団体等による加工、流通、消費に関する意見交換会等の開催、地元消費者に向けた有機農産物のPR、有機農業に関する講演会による理解促進などの取組に加え、登米市、大崎市、加美町の三つの市町では、学校給食における有機米等の利用が今月から始まると伺っております。県としては、こうした地域内の取組を通じて、地域の需要に応じた生産と安定した販路の確保に努めるとともに、有機農産物を販売する意向を持つ地元スーパーマーケット等の実需者とこれらの地域とを結びつける機会を設けることで、更なる販路拡大に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長佐々木均君。

〔環境生活部長 佐々木 均君登壇〕

○環境生活部長（佐々木 均君） 大綱一点目、より良きを求める社会の実現に向けてとの御質問のうち、全ての人に結婚の自由を保障する法整備を国に働きかけるべきとの

お尋ねにお答えいたします。

性別にかかわらず全ての人の人権が尊重される社会の実現は、大変重要であると考えていることから、性的指向、性自認の多様性に関して理解促進や実効性のある対策を講じるよう、これまでも全国知事会等を通じて、国に要望しているところです。一方で、昨年六月にいわゆるLGBT理解増進法が施行され、性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議において議論が進められておりますが、国が策定する理解増進に関する施策や指針がいまだに示されていない状況です。また、同性婚に関する訴訟については、いずれも係争中であると承知しております。このため、県としましては、国の対応や訴訟の動向を注視しつつ、引き続き国に対して、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて必要な働きかけを行ってまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱一点目、より良きを求める社会の実現に向けてとの御質問のうち、新病院への財政支援についてのお尋ねにお答えいたします。

先月十四日に公表された統合新病院の基本構想では、施設建設や機器整備等の総事業費が約三百億円の見込みであり、県といたしましたは、その財源として国の基金等を活用し、約二百億円を支援することとしております。財政支援に向けては、今年度の当初予算において地域医療介護総合確保基金の積立てを開始しており、今後にも必要な予算を計上の上、早期に基金の積立てを進め、確実に財源を確保できるよう、引き続き国と調整してまいります。なお、新病院の総事業費については、現時点の概算金額であり、今後、新病院の基本計画の策定や基本設計、実施設計等が行われる中で改めて精査されるものと考えております。

次に、次期地域医療構想を見越した精神医療センターの在り方についての御質問にお答えいたします。

現在、国において新たな地域医療構想の策定に向けた検討が行われており、精神医療に関しては、疾病構造の変化や身体合併症の増加等の環境変化を踏まえ、精神病床の適正化による効率的な精神医療提供体制を確保するとともに、救急医療を含む一般医療

との連携強化などの課題に対応するため、精神医療を地域医療構想に位置づける方向で議論が進められておりますが、関連する法律の改正と施行までに十分な期間を設けることが必要とする意見も出されているところです。このたび、県立精神医療センターを名取市内で建て替える方向で検討を進めることを表明いたしました。県といたしまして、新たな地域医療構想も見据えながら、課題とされる身体合併症への対応について、精神科病床を有する一般病院との一層の連携強化などとともに、精神医療センターが引き続き、精神科救急をはじめ県内の精神科における中核的病院としての役割をしっかりと果たしていけるよう取組を推進してまいります。

次に、大綱二点目、誰もが自分らしく生きられる働き方についての御質問のうち、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業と代筆、代読等の意思疎通支援事業の状況についてのお尋ねにお答えいたします。

重度の障害がある方などに、通勤や職場等における支援を実施する雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業は、市町村が実施主体となりますが、令和四年度から仙台市が継続して実施しており、昨年度の実績は民間企業で雇用した視覚に障害のある方一名に対して支援したものとなっております。また、代筆や代読等の意思疎通支援といたしましては、同じく市町村が実施主体である全国一律の居宅介護や同行援護といった障害福祉サービスにおいて主に行われているほか、国の地域生活支援事業を活用し、代筆や代読の個別支援を富谷市で行っており、昨年度の実績は二名となっております。県といたしましては、より多くの市町村が就労支援や意思疎通支援事業を実施できるように、国の事業メニューについて更に周知を図ってまいります。

次に、視覚障害者の就労をサポートする人材確保費用への支援についての御質問にお答えいたします。

企業が視覚に障害がある方を雇用する場合には、職場内での環境整備や従業員の理解のほか、サポートする人材の確保が重要であり、仙台市において、国の障害者雇用納付金制度に基づく助成金や、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を活用した職場介助者や通勤援助者の委嘱に要する経費の一部を助成している事例がございます。県といたしましては、多くの市町村がこれらの事業により、障害者のサポート人材の確保に積極的に取り組めるよう、引き続き支援してまいります。

次に、盲導犬の医療費や保険費用などの支援についての御質問にお答えいたします。盲導犬は、国が指定した育成事業者の施設で訓練を受け、一定の能力があると認められた犬で、視覚障害者の安全で快適な歩行をサポートするために無償貸与され、県内では今年九月末現在で十八頭が活動しています。県では、これまで育成事業者に対して三十八頭の育成経費を支援し、視覚障害者の盲導犬利用と社会参加推進に努めてきたほか、事業者や県民の皆様が盲導犬を含めた補助犬について理解していただくため、リーフレットやステッカーの配布、ホームページでの情報発信など、市町村や関係団体と連携して普及啓発に取り組んでいるところです。また、県獣医師会では、盲導犬の狂犬病ワクチン接種費について全額補助を行っていると同っております。県といたしましては、他県の取組も参考にしながら、支援の必要性等について検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱二点目、誰もが自分らしく生きられる働き方についての御質問のうち、障害者雇用の取組とヘルスキーパーの県内企業の採用状況についてのお尋ねにお答えいたします。

御指摘のとおり、県内民間企業の障害者雇用率は、二・二九%と過去最高を更新したものの、全国順位は四十位と下位にある中、特に視覚障害者の雇用には職域の拡大が重要な課題であると認識しております。県では、視覚障害者の雇用理解に向けたセミナーの開催やチラシの配布のほか、個々の企業の業務切り出しなど、職域拡大の支援を実施しております。更に、県立視覚支援学校と連携し、就職を希望する生徒の実習受入れについて調整するなど、県内企業への就職に向けた個別支援にも取り組んでいるところです。また、従業員の健康を支える職種として活躍が期待されるヘルスキーパーは、県内の百貨店や製造メーカー、コールセンターなどで雇用されており、今年十月に開催した障害者雇用支援のつどいでは、積極的にヘルスキーパーを採用し、障害者雇用に取り組む仙台三越が優良事業所として表彰されました。県といたしましては、ヘルスキーパーの採用など、視覚障害者の雇用を推進し、就労を希望する誰もが職場において、自身の能力を発揮し活躍できるよう支援してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 農政部長橋本和博君。

〔農政部長 橋本和博君登壇〕

○農政部長（橋本和博君） 大綱三点目、農業の明るい未来についての御質問のうち、地元JAとの連携と協力体制についてのお尋ねにお答えいたします。

今年度からオーガニックビレッジの取組を開始する四市町においては、いずれの自治体でも実施体制に各地域のJAが参画しており、有機農業実施計画の策定及びその実現に向けた取組を官民一体となって進めているところです。特に、加美町では、学校給食への有機米の提供について、JA加美よつばの有機米生産部会が生産供給体制において中心的な役割を担う計画と伺っております。県といたしましては、オーガニックビレッジの取組を進めるためには、各地域において地元JAと連携し、生産供給体制を充実させていくことが必要と認識しており、先行する四市町の取組状況について、JAとの連携体制を含めて他の市町村にも情報提供することでオーガニックビレッジの更なる普及促進につなげてまいります。

次に、有機農業の推進のための具体的な取組についての御質問にお答えいたします。県では、これまで消費者交流バスツアーや商業施設における販売会の開催、直売所等と連携したPRキャンペーンの実施などにより、有機農産物等に対する消費者の理解促進を図ってまいりました。また、有機農業に取り組む生産者を支援するため、有機JAS認証取得費用の補助や有機農業アドバイザーの派遣等を行ってきたほか、普及指導員やJAの職員等を対象にした有機JASの登録認証機関が行う二日間にわたる研修会に派遣し、有機栽培や有機JAS検査認証制度について適切に助言できる有機農業指導員として五十八人を育成するなど、支援体制の強化に努めてきたところです。県といたしましては、オーガニックビレッジの普及促進に向けた支援に加えて、引き続き、実需者や消費者への啓発活動や生産者等に対する支援を実施することにより、有機農業の推進に取り組んでまいります。

次に、有機農業を目指す新規参入者への支援についての御質問にお答えいたします。新規就農者の確保に向けて、国では、就農前後に最長五年間活用可能な資金と、経営発展に必要な機械、施設導入に対する補助事業により支援を行っております。また、

有機農業の取組に対しては、環境保全型農業直接支払交付金により、交付要件を満たす場合に、十アール当たり一万二千円の支援も行っております。我が県独自の支援としましては、多様な就農相談への案内役となるコンシェルジュを設置しており、昨年度の全ての相談件数百件のうち、有機農業に関する相談は十一件となっております。相談者に対しては、研修先や就農先として、有機農業を推進している市町村や先駆的な農業者を紹介しており、こうした環境の中で研修や営農を行うことにより、早期の経営確立につながっております。県といたしましては、有機農業に取り組み新規就農者に対し、有機農業指導員等による技術習得や経営能力向上、仲間づくりなどの伴走支援をしっかりと行うことで定着を図ってまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱二点目、誰もが自分らしく生きられる働き方についての御質問のうち、スクールサポートスタッフの配置状況についてのお尋ねにお答えいたします。

スクールサポートスタッフは、教員の業務負担を軽減し、働き方改革を一層推進する観点から大変重要であると認識しております。県教育委員会においては、配置を希望する市町村に対してスクールサポートスタッフを配置する際の経費を補助しております。今年度は十九市町村の小学校百十八校、中学校六十一校での配置に必要な支援を行っております。今後とも、これまでの配置効果や配置事例を市町村教育委員会に伝えるなど、スクールサポートスタッフの配置を促進し、教員の負担軽減に取り組んでまいります。次に、講師経験を有する新任教員に対する研修についての御質問にお答えいたします。

新規採用された教諭については、その職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修として、初任者研修を実施しなければならないこととされております。県教育委員会においては、新規採用された教諭に対して、年間百五十時間の勤務校での研修と十四日間の研修所での研修を実施しております。採用前に講師として勤務され、OJTの中で様々な知識、技能を身につけられている方もおりますが、複雑化、困難化する課題に対

応していくためには、講師経験がある方も含め、初任者研修によって体系的に必要な知識、技能を身につけていただくことが必要であると考えております。初任者研修は、校内研修の時間数や研修所における研修日数、実施年数などが、各県の実情にに応じて異なっておりますことから、県教育委員会といたしましては、他県等の事例も参考にしながら初任者研修の在り方について研究してまいります。

次に、介護休暇期間の見直しについての御質問にお答えいたします。

介護休暇については、国家公務員について六か月を上限として三回まで分割して取得できることとされており、我が県においても国の制度と同様に定められております。介護休暇制度の期間や取得方法については、休暇制度全体とのバランスを考慮して定められているものであり、国における動向を注視してまいりたいと考えております。なお、介護休暇に加えて、三年の期間内において二時間を超えない範囲内で介護時間が認められており、こうした制度の活用についても周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、特約退職制度の年齢制限の撤廃についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、育児や家族の介護等の事情により、やむを得ず一時退職しようとする教員について、県独自の制度として特約退職の制度を定めております。特約退職した教員については、再度採用される際の選考において、筆記試験や実技試験を免除するなど復職しやすい環境を整備しております。現在の特約退職制度では、対象者を四十五歳未満の者に限定しており、年齢制限によって制度が活用できないとの声も頂いているところですが、県教育委員会といたしましては、家族の介護等の事情を抱える教員がやむを得ず長期に学校現場を離れる場合においても、安心して退職、復職ができるよう、特約退職制度の年齢制限の在り方について検討してまいります。

次に、養護教諭の配置基準の引下げと複数配置の拡充を国に求めるべきとの御質問にお答えいたします。

養護教諭の複数配置基準は、国の法律において定められており、児童数八百五十一人以上の小学校や、生徒数八百一人以上の中学校等を設置している場合に養護教諭の定数が加算される仕組みとなっております。今年八月の中央教育審議会答申においては、児童生徒の心身の健康課題が多様化、複雑化する中、複数配置基準の引下げを検討することが必要であると提言されております。今後、こうした提言を踏まえて、国において



養護教諭の定数改善について検討が行われるものと承知しておりますが、県教育委員会としては、教職員定数の改善について、引き続き国に対し要望してまいります。

次に、養護教諭の県独自配置についての御質問にお答えいたします。

児童生徒の心身の健康課題が多様化、複雑化する中、教師や学校医等とも連携しながら、きめ細かく支援する養護教諭の役割はますます重要となってきました。養護教諭を複数配置する必要性も高まっていると認識しております。国の法律に定める複数配置基準に合致する県内の学校は三十二校ですが、県教育委員会においては、児童生徒の心身の健康への対応が特に必要な学校に対して、加配措置により合計七十四校に養護教諭を複数配置しております。引き続き、市町村教育委員会等の意見を聞きながら必要な学校に必要な養護教諭が配置できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 十三番佐々木奈津江君。

○十三番（佐々木奈津江君） 御答弁、ありがとうございました。

特約退職制度の年齢制限の撤廃なんです、介護年齢は今や五十代、六十代が適齢期と言われています。ぜひ撤廃していただきたいと思っておりますので、重ねて要望いたします。

新病院について伺います。基本構想には、がん医療機能も引き継がれると示されていますが、宮城県のがん対策の推進に貢献してきたがん登録事業も新病院に移行するのでしょうか、伺います。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） がん登録事業の引受委託先については、新病院も含めて、どこで引き受けることになるかは、これから検討することになっております。

○議長（高橋伸二君） 十三番佐々木奈津江君。

○十三番（佐々木奈津江君） これは、国の宝、宮城県の宝と言われているがん登録事業なんです。これは、本当に極めて個人情報が入っているものがございますので、取扱いは十分注意していただきたいという観点から、やはり県が責任を持って事業を継続していくことも必要であると考えます。

次に、パートナースhip制度の導入について伺います。今日、宮城県でも導入する

というお言葉が聞かれるのではないかと期待してまいりましたが、なかなか厳しい。残念でございます。栗原市と仙台市の導入を受けて、県内の偏在をどのように埋めていくのか、お考えを伺います。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長佐々木均君。

○環境生活部長（佐々木 均君） 今、県内の市町村におきまして、その状況を見てみますと、取組が様々な状況になっているかというふうに思っています。パートナーシップ制度の導入というのは、やはり県民の方々の理解というのがまず不可欠であると思いますし、また、県内各地で幅広い議論を深めながら、性の多様性に関する理解を深めていくということは、我々としては非常に重要だというふうに思っていますので、引き続き、まずは県民の理解増進に取り組むということが大事だと思っています。今般、仙台市と栗原市で制度の導入ということが言われておりますので、導入によりどのような効果、課題というものが生じるかということについて、検証しながら進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 十三番佐々木奈津江君。

○十三番（佐々木奈津江君） 生きづらさを抱えている方々が近くにいることをぜひ忘れないでいただきたいと思えます。心を寄せていただきたいと重ねてお願い申し上げます。

続いて、スクールサポートスタッフについて、また教育長にお伺いいたします。先日、女性県議の会と女性教員の会で意見交換させていただきました。本日質問させていただいたこの項目は、そのときにいろいろ要望いただいたり、意見交換させていただいた内容に沿うものでございました。スクールサポートスタッフは、やはり皆さんとても助かるというお話でございました。市町村の配置の促しを更に進めていただきたいと思います。最後に一言、お声を聞かせていただけますか。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 県教育委員会といたしましても、学校現場から、非常に助かっているという声を頂いております。そうしたことから、今年度希望される市町村全てに配置しているところですが、そういった効果なども市町村教育委員会に伝えながら配置を促して、教員の負担軽減にしっかり取り組んでまいりたいという

ふうに思っております。